

〔備考〕

外交関係の回復に関する書簡について

連合王国政府は、在本邦連合王国使節団長から日本国外務大臣にあてた千九百五十二年三月二十六日付の來簡をもつて、サン・フランシスコで署名された日本国との平和条約の効力発生の日日本国と連合王国と

(条・五)

の間における正常な外交関係を回復することを希望する旨通報してきた。これに対し、日本国政府は、日本国外務大臣から在本邦連合王国使節団長にあてた同日付の往簡をもつて、前記の通報の内容に完全に同意する旨回答した。